

令和4年 第9回山ノ内町農業委員会総会議事録

1. 総会の種類	定例					
2. 開催の告示期日	令和4年9月8日					
3. 開催通知の期日	令和4年9月8日					
4. 招集期日	令和4年9月29日					
5. 招集場所	町文化センター 3階ホール					
6. 招集者	山ノ内町農業委員会会長 山本善孝					
7. 開催時刻	午後 4時00分					
8. 議長氏名	山本善孝					
9. 委員出欠席	議席	氏名		議席	氏名	
	1	湯本幸作	出	12	下田和浩	出
	2	湯本久万	出	13	小池俊治	出
	3	湯本智明	欠	14	齊藤蝶次郎	出
	4	山本武彦	欠	15	佐藤次雄	出
	5	山口 剛	出	16	白鳥金次	出
	6	望月美知子	欠	17	湯本貴文	出
	7	福井敏彦	出	18	上原 仁	出
	8	渡辺輝子	出	19	山本善孝	出
	9	湯本 浩	出			
10	藤浦忠広	出				
10. 事務局出欠席	事務局長		宮崎弘之			出
	係 長		青木重喜			出
	書 記		山岸孝子			出
	書 記		梨本祥子			出
	書 記		石川政志			出

11. 報告事項

- 報告第22号 農地法第18条第6項の規定による通知について
 報告第23号 農地法施行規則第29条第1号による届出について

12. 提出議案

- 議案第23号 農地法第3条の規定による許可申請について
 議案第24号 農地法第5条の規定による許可申請について
 議案第25号 農用地利用集積計画の承認について
 議案第26号 山ノ内町農地利用最適化推進委員の辞任について

13. その他

令和4年度山ノ内町農作業標準労賃について（資料No.1）

委員同士の情報交換について

タブレットについて（資料No.2）

<開会>

会長代理 皆様、ご苦労さまです。

ちょっと時間が早いですが、始めたいと思います。

それでは、令和4年第9回山ノ内町農業委員会定例総会を始めます。

本日の欠席は、3番、湯本智明委員、4番、山本武彦委員、6番、望月美知子委員より欠席との連絡が入っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、招集者挨拶、山本会長、よろしく願いいたします。

<招集者挨拶>

会 長 皆さん、こんにちは。

もうすぐ10月ということで、朝はだんだんこたつがいとおしくなるような季節になってきたわけですが、今月、台風が情報によりますとここで18号が発生したということで、7個近く日本近辺に台風がきているわけです。その中で14号が長野県に大分接近する、直前に来るようなコースできたわけですが、幸いにも大災害にはならず済んだということがよかったかなという思いの反面、果樹等は風が少々吹いた関係で枝ずれ等が発生したということでちょっと残念な形というのがありましたけれども、大災害には至らないということでよかったかなと思っております。また頑張って秋の収穫期を乗り切っていただきたいと思っております。

それと各委員さんにおかれましては、8月下旬から9月いっぱいにおきまして農地パトロールということで、年の一大作業と申しますか、自分担当の遊休農地、または不耕作地を歩いての区別ということで皆さんにご協力していただきましたこと厚く御礼申し上げます。この地図に塗ってあるところを参考に、町の農業がこれ以上すたらないような形で農業委員としてまた進めていければと思っております。大変ご苦労さまでした。

それと8月21日ですけれども、次世代人材投資事業の就農状況ということで、開始に当たるということで、8名の若い農業者の面談、農地、園地へ出向いての面談ということで、当事務局の方と私と、JAと、それと昔の普及所になりますけれども、の皆さんとで一人一人園地へ出向いて活動状況を見てまいりました。

その午後になりますけれども、農業者年金加入推進研修会を役場のウェブ会議室で、事務局の山岸さんと年金担当部長の齊藤委員と私と3人で県のほうのウェブ会議ということで行いました。そのウェブ会議の中で、当農業委員会の事務局の山岸さんより「町の農業年金加入推進の取組について」ということで事例の発表がありました。取組事例の発表をされたわけですが、分かりやすい取組の事例でとてもよかったと思っております。

今月はこんなところですが、本日は大変ご苦労さまです。よろしく願いいたします。

会長代理 ありがとうございます。

引き続き、山本会長、進行をよろしく願いいたします。

<議事録署名委員の選任>

議 長 それでは、議事録署名委員の選任についてですけれども、本日は
5番 山口 剛 委員
7番 福井敏彦 委員
よろしく願いいたします。

<議事>

議 長 それでは、議事に入りたいと思います。
5番(1)報告第22号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局
よりお願いいたします。

事務局 それでは、資料1ページをお願いします。報告第22号 農地法第18条第6項の規
定による通知について、今月2件です。
1件目ですが、所在地は大字夜間瀬字〇〇〇〇〇-〇、同じく〇〇〇、現況地目は畑
で、合計面積が1,112平米、通知人、賃貸人が〇〇〇の〇〇〇〇、賃借人が〇〇
〇の〇〇〇〇、解約に至った理由ですが、賃借人の労働力不足のためとなります。
2件目ですが、所在地は大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇-〇、現況地目は畑で、面積が1,
572平米、通知人、賃貸人が〇〇〇の〇〇〇〇、賃借人が〇〇〇の〇〇〇〇、解約
に至った理由ですが、賃借人へ所有権を移転するためとなります。
以上、2件報告します。

議 長 ありがとうございます。
報告事項ですけれども、何かご質問がありましたら、お願いいたします。(なし)
ないようでしたら、次に進みます。
(2)報告第23号 農地法施行規則第29条第1号による届出について、事務局よ
りお願いいたします。

事務局 資料2ページをお願いします。報告第23号 農地法施行規則第29条第1号によ
る届出について、今月2件ございます。
まず1件目ですが、所在地、大字夜間瀬字〇〇〇〇〇-〇、同じく〇〇〇、地目は台
帳、現況ともに畑、面積は812平米と750平米の計1,562平米、農地区分は
1種農地に該当しまして、申請事由はL字擁壁の設置です。申請人は、〇〇〇の〇〇
〇〇、事由の詳細ですが、当該農地へブドウ棚の設置に伴い、急傾斜地から平地に改
良するため、それに伴ってL字擁壁を設置するというものでございます。場所ですけ
れども、14ページの位置図をお願いします。こちらは〇〇の開墾地の2か所の農地
ということになっております。公図を15から16ページ、登記簿謄本を17ページ
から20ページ、図面をそれぞれ21ページから22ページにつけております。
続いて、2件目です。所在地は、大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇〇-〇、地目は台帳、現
況ともに畑、面積は641平米のうち167平米、農地区分は3種農地に該当しまし
て、申請の事由は、農業用物置の建築です。申請人ですが、〇〇の〇〇〇〇、事由の
詳細ですが、現在、野さらしで保管されている農業用機械等を収納し、長寿命化を図
るためというものでございます。場所ですけれども、23ページの位置図をお願いし
ます。〇〇の研修センターから北東に150メートル上がった道沿いの農地になり
ます。その他の資料、公図を24ページ、登記簿謄本を25ページ、平面図を26ペ
ージ、倉庫の立面図を27ページにつけております。以上、報告します。

議 長 ありがとうございます。この報告事項について何かご質問のある方は挙手願いま

す。

藤浦委員 1番の案件で、L字擁壁を造るということで、お金がかかりますが、これ、負担はどういうふうに。

事務局 自己負担で造られるということです。

藤浦委員 補助金を使うのか。

事務局 ブドウ棚を造るのですけれども、ブドウ棚の設置は産地パワーアップ事業により50%補助事業を使うということなんですけれども、その整地は自己負担になります。

議長 ほかにご質問がある方。(なし)
ないようでしたら、(3)議案第23号 農地法第3条の規定による許可申請について、説明を事務局よりお願いいたします。

事務局 資料3ページをお願いします。議案第23号 農地法第3条の規定による許可申請について、今月5件です。

1件目ですが、申請人、渡人は〇〇〇の〇〇〇〇、所有面積・耕作面積ともに249平米、家族総数3、稼働人員がゼロです。受人は〇〇の〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇、所有面積、耕作面積ともにゼロ、家族総数2、稼働人員が2です。申請地は大宇夜間瀬字〇〇〇〇〇〇-〇、地目は畑で、面積が249平米となります。

契約内容は売買で、価格は50万円となります。事由ですけれども、渡人につきましては、町外在住のため廃業、受人につきましては、住宅取得により隣接する農地を取得し野菜の作付を行うということで、新規就農となっております。

本件につきましては、空き家取得に伴う別段面積の特例の対象となっております。位置図を28ページ、公図を29ページに載せておりますが、場所につきましては、〇〇〇の〇〇〇〇〇〇〇さんが居住されていた住宅に隣接する農地となっております。続いて2件目ですが、申請人、渡人は土橋の〇〇〇〇、所有面積8,546平米、耕作面積7,876平米、家族総数3、稼働人員が1です。借人は〇〇〇〇の〇〇〇〇、所有面積、耕作面積ともにゼロ、家族総数2、稼働人員は2です。申請地は大宇夜間瀬字〇〇〇〇〇〇〇-〇、地目は畑で、面積が1,163平米となります。契約内容は使用貸借で、無償となります。理由ですけれども、貸人につきましては、労力不足のため経営規模の縮小、借人につきましては、そばの栽培で新規となっております。位置図を30ページ、公図を31ページに載せておりますが、場所につきましては、北部コミュニティ消防センターから約200メートルほど東に位置する農地となっております。

3件目ですが、申請人、渡人は〇〇〇の〇〇〇〇、所有面積、耕作面積ともに4,905平米、家族総数3、稼働人員がゼロです。受人は〇〇〇の〇〇〇〇、所有面積5,474平米、耕作面積1,328平米、家族総数2、稼働人員が1です。申請地は大宇平穏字〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇〇-〇外2筆、地目は田と畑で、合計面積が4,905平米となります。契約内容は贈与で、理由ですけれども、渡人につきましては、町外在住のため廃業、受人につきましては、水稲、ブドウの作付で経営規模の拡大となっております。位置図を32ページ、33ページ、公図を34ページ、35ページに載せておりますが、場所につきましては、〇〇〇〇〇〇から約300メートルほど南に位置する農地と、〇〇〇から約100メートルほど南に位置する農地となっております。

続きまして、資料の4ページをお願いします。

4件目ですが、申請人、渡人は〇〇〇〇の〇〇〇〇〇〇、所有面積、耕作面積ともに3,672平米、家族総数5、稼働人員が2です。受人は〇〇〇〇の〇〇〇〇、所有面積ゼロ、耕作面積5,838平米、家族総数1、稼働人員が1です。申請地は大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇〇-〇、字〇〇〇〇〇〇〇〇、地目は畑で、合計面積が1,669平米となります。契約内容は贈与で、理由ですけれども、渡人につきましては、町外在住のため経営規模の縮小、受人につきましては、野菜、リンゴの作付で経営規模の拡大となっております。位置図を36ページ、公図を37ページ、38ページに載せておりますが、場所につきましては、国道403号大曲より約100メートルほど東に位置する農地と約500メートルほど西に位置する農地となっております。

5件目ですが、申請人、渡人は〇〇〇〇の〇〇〇〇〇、所有面積1万768平米、耕作面積1万4,281平米、家族総数4、稼働人員が2です。受人は〇〇〇〇の〇〇〇〇〇、所有面積3万3,936平米、耕作面積2万6,475平米、家族総数2、稼働人員が2です。申請地は大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇-〇、地目は畑で、面積が702平米となります。契約内容は贈与で、理由ですけれども、渡人につきましては現在耕作していない農地で、受人の所有農地と隣接するため、受人につきましては、隣接農地であり、農業用資材置場として使用となっております。位置図を39ページ、公図を40ページに載せておりますが、場所につきましては、千歳桜から約500メートルほど東に位置する農地となっております。

以上につきまして農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件を全て満たしていると考えます。よろしくをお願いします。

議 長 ありがとうございます。

それでは、補足説明をお願いいたします。1番の案件について、下田委員、お願いいたします。

下田委員 渡人の〇〇さんは町外に在住ということで、畑の管理は草刈りと除草剤で管理していて、作付はしてなかったということのようでした。受人の〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇 〇 〇〇〇〇〇〇さんが、〇〇〇〇〇の方ですけれども、ご夫婦で宿泊施設を運営しているということで、今度新しく住んできたところで、畑、野菜を作付するということでした。この方は〇〇〇〇〇さんが9月中旬ごろ来る予定だという話があります。問題はないと思いますので、よろしくをお願いします。

議 長 ありがとうございます。

この案件について質問のある方は挙手願います。(なし)

ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手)

全員賛成で可決いたします。

2番の案件について、補足説明を福井委員よろしくをお願いします。

福井委員 〇〇さんは労働力不足ということで耕作ができず、耕作してくれる人を探しておりましたところ、近所に住まわれている〇〇さんがそばを作りたいということになりました。現地を見てきましたけれども、しっかりやっておられ、農機具のほうも完備されており、問題はないと思います。よろしくをお願いします。

議 長 ありがとうございます。

この案件について質問のある方は挙手願います。(なし)

ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手)

ありがとうございました。全員賛成で可決いたします。
3番の案件について、佐藤委員、お願いいたします。

佐藤委員 渡人の〇〇〇〇さんは、東京都内で、若いころからずっと東京にいらして、お父さんが亡くなった後は、お母さんがしばらくおられて、お父さん、お母さんが亡くなった後、自宅は留守のような状態で、近所の親戚の人が家を見ているというような状態で、農地につきましては、今までは親戚の方に貸したり、近所の方に貸したりして何とか持ちこたえておられたのですが、ここにきて気力もない、苦になってしょうがないというので、農地を親戚の〇〇〇〇さんに譲って楽にしたいということで話が合ったようです。〇〇さんは〇〇に在住されているのですが、もともとは〇〇の人で、〇〇の〇〇〇〇〇〇に自分の土地を貸したりして、〇〇〇〇〇〇で一緒に仕事をされておられます。それで受けた後どうするかということは、田については水稻をやる。畑については、耕地整理が今〇〇で進んでいまして、そのときにはブドウの作付のほうにやってみたいなという意向であります。町外の地主よりもやはり地元にいる、一生懸命やっている人がいらっしやれば、そのほうが農地も喜ぶんではないかと思しますので、よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございました。3番の案件について質問のある方は挙手願います。

藤浦委員 これ、現況は管理はされていますか。

佐藤委員 今現在の畑のほうは、やはり〇〇さんの親戚の人が借りて作付をしています。田んぼのほうは今は〇〇さんが借りて作っておられるというふうに聞いております。

議 長 ほかに質問がある方は。(なし)
ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手)
ありがとうございました。全員賛成で可決いたします。
それでは、4番の案件について、小池委員、補足説明をお願いします。

小池委員 渡人ですが、〇〇〇さん、この方は〇〇の出身で、弟さんがいらっしやったのですが、若くしてお亡くなりになりまして、耕作ができておりませんでした。もう片方の土地のほうは、今現在プラムを作っている方に貸しておられると思いますが、到底〇〇〇のほうから通って農業はできないということで、〇〇〇〇さんのほうに受人ということでやっていただくことになっています。〇〇〇の農業委員の会長の〇〇さんのほうから〇〇さんの耕作証明書ということで出ていますので、間違いなく農業をされているということで証明が出ております。また、土地のほうも贈与ということで、宅地取引のほうで〇〇さんのほうからもぜひともお願いしますということでご連絡いただいております。ぜひともよろしくお願ひしたいと思ひます。

議 長 4番の案件について質問のある方は挙手願います。(なし)
これ、一ついいですか。家が〇〇〇ということで、〇〇〇のほうまで通われるという話ですけれども、野菜、リンゴ等を作るに当たって無理負担はないのかなとちょっと感じるわけですけれども。

小池委員 片方はもう完全なプラムは成木になっていますので、それほど手はかからないと思ひますが、片方はちょっと原野になりかけていて、畑にするには手間がかかると思ひますけれども、やっていただけるのだったら、本当に耕作していただきたい場所な

ので、お願いしたいと思います。

議 長 遠距離である中でも、頑張って耕作してもらうように伝えていただければいいんじゃないかと思います。
それでは、4番の案件について採決に入りたいと思います。賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手)
ありがとうございました。全員賛成で可決いたします。
5番の案件について補足説明を湯本貴文委員、お願いいたします。

湯本(貴)委員 渡人の〇〇さんですが、地図上を見ていただけると道路のすぐ隣の土地になっているのですが、実態には道路の体をなしてない、ちょっと飛び地といいますか、行ける道のないようなところで耕作しておらなかったというところなんです。たまたま隣を耕作している〇〇さんがそのところを譲り受けて、取りあえず整地をされていると思うんですが、そんなことをしてコンテナでもちょっと置きたいということでありましてお互いの話が決まったということです。〇〇さんも今はコンテナとか置きたいところなんです、将来的にはそこで作物を作りたいというふうに本人は申しておりました。問題ないと思うので、よろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございました。
6番の案件について質問のある方は挙手願います。(なし)
ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手)
ありがとうございました。全員賛成で可決いたします。
それでは、議案第24号 農地法第5条の規定による許可申請について事務局よりお願いいたします。

事務局 資料5ページをお願いします。議案第25号 農地法第5条の規定による許可申請について、農地転用の案件ですが、今月1件あります。
所在地ですが、大字佐野字〇〇〇〇〇-〇、地目は台帳・現況ともに畑、面積は43平米、農地区分は1種農地でございます。申請の事由ですが、駐車場ということで、カーポートも建築されます。申請人ですが、渡人は〇〇の〇〇〇〇、受人は〇〇の〇〇〇〇、契約内容は売買で、事由の詳細は自宅と隣接する農地にカーポートを建築し、駐車場として利用するため転用したいということです。場所ですけれども、41ページの位置図をお願いします。象山公園から北に70メートルほど進んだ農地です。続いて42ページが公図の写し、43ページに登記簿謄本、44ページに平面図とカーポートの立面図を載せております。以上となります。

議 長 ありがとうございました。
この案件についての補足説明を湯本幸作委員お願いいたします。

湯本(幸)委員 申請人の〇さんの住宅敷地は道路から進入する敷地の幅が狭く、駐車スペースが不足している、そのため申請地を取得して農地にして利用するというものです。何の問題はないと思いますので、よろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございました。
この案件について質問のある方は挙手願います。(なし)
ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手)
ありがとうございました。全員賛成で可決いたします。

(6) 議案第25号 農用地利用集積計画の承認について、事務局、お願いいたします。

事務局 それでは、資料9ページをお願いします。
議案第25号 農用地利用集積計画の承認につきまして、今月公社との売買が1件、利用権設定の審議が1件の計2件です。
まず、売買のほうから申し上げます。所有権の移転を受ける者、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、移転する者、〇〇〇の〇〇〇〇、移転する農地、大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇-〇、現況地目が畑で、2,721平米です。利用目的はリンゴとなっております、所有権の移転時期、対価の支払い時期、引渡しの時期につきましては令和4年10月20日、対価につきましては170万3,770円となっております。
続きまして、資料11ページをお願いします。
次に、利用権となりますが、設定を受ける者が〇〇〇の〇〇〇〇、設定する者が〇〇〇の〇〇〇〇、設定する農地、大字戸狩字〇〇〇〇〇〇-〇、畑で1,110平米です。利用権の種類は賃借権で、5年の設定で桃の作付を予定しています。賃料は全体で1万円の新規設定となります。
以上、2件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。
所有権移転の1番の案件について補足説明をお願いいたします。

渡辺委員 所有権を移転する〇〇〇〇さんは〇〇〇在住ですが、ご実家は山ノ内にありまして、相続によって農地を取得しました。〇〇さんは〇〇〇で会社を経営されているため、ご両親がご存命のときから、近くに畑を持つ〇〇〇〇さんが一部を借りて管理していました。売買に関しては2年ほど前から、〇〇〇〇の人を通じて話を進めていたそうです。手続きが整いまして、今回〇〇〇〇へ所有権移転することになりました。双方とも十分時間をかけ納得した内容になっていることと、現地を見てきましたが、一部はリンゴの栽培を含め、空いている土地も草刈り等きれいにされ、大変よく管理されていますので問題ないと思います。お願いします。

議長 ありがとうございます。
この案件について質問のある方は挙手願います。(なし)
ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手)
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。
それでは、利用権設定についての補足説明をお願いいたします。

上原委員 利用権を設定する者、〇〇〇〇さんなんですが、この桃畑は以前からお姉さん、〇〇〇に嫁がれているお姉さん夫婦が栽培されていたのですが、ここで誰か作ってくれる人がいないかということで探したところ、〇〇〇の〇〇〇〇さん、この方は〇〇〇〇で何か所もブドウの栽培をされている方で、〇〇の栽培している土地もあるので、ぜひ作りたいということで話がまとまりました。特に問題ないと思いますので、よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。
この案件について質問のある方は挙手願います。(なし)
ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手)

ありがとうございました。全員賛成で可決いたします。

(6) 議案第26号 山ノ内町農地利用最適化推進委員の辞任について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 資料13ページをお願いします。

議案第26号 農地利用最適化推進委員の辞任について、令和4年9月20日付で南部地区を担当されている〇〇〇〇推進委員より辞任の届出がありました。農業委員会等に関する法律第13条第1項により、委員は正当な事由があるときは市町村長及び農業委員会の同意を得て委員を辞任することができるということがあり、皆さんの同意を得る必要があります。

辞任しようとする事由についてなんですけれども、〇〇委員は今年の5月上旬に体調不良となり入院されていました。現在は退院され、自宅療養中ではありますが、いまだ症状が非常に重く、任期期間中に推進委員として復帰して活動するということは見込めず、治療に専念するということから辞任届を提出されました。以上になります。

議長 ありがとうございました。

〇〇委員につきまして、各委員の皆さんから何かお聞きしたいことがあるようでしたらお願いいたします。(なし)

では、ないようでしたら、皆さん認めていただいたということで了承したいと思しますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、議事についてはこれで終了いたします。大変ありがとうございました。

会長代理 山本会長、議事進行、ありがとうございました。

それでは、その他ということで、事務局より説明のほうよろしくをお願いいたします。

事務局 その他の(1)令和4年度山ノ内町農作業標準労賃について、皆様の机の上に配付した資料ナンバー1をご覧ください。

令和4年10月1日より、長野県の最低賃金が31円引き上げられまして、877円から908円になりました。それに伴いまして、山ノ内町の農作業標準労賃、この資料で言えば、上から稲作、野菜・果樹の一般作業、キノコの一般作業、機械作業で言えば、もみすり作業が県の最低賃金に基づいて設定されていましたが、この10月からの改定により、最低賃金の908円に合わせて設定させていただきます。以上になります。

会長代理 ありがとうございました。

何かこれについて、質問等ありましたら。また、藤浦委員、何かありましたら直接にお願いします。

藤浦委員 農政部長の私のほうから一言申し上げますが、毎年4月に山ノ内町の標準労賃を決めて公表しているということなんですけれども、毎年、県の労賃の見直しというのが10月に行われるということで、ちょっとこのタイミングでまた標準労賃を山ノ内町のは動かせない。4月に正式に一般作業以外についてはまた変更して公表になるかと思えます。前回の標準労賃のときにお話ししたかと思うんですけども、町の考え方としては、労賃のアップ率、今回877円から908円ということで計算すると3.5%くらい上がっているんで、そのほかの人件費に伴う作業、剪定とか技術とか、そういう人件費が当然かかるものに関しては来年度の4月の段階で、恐らくまた3.

5%を掛けた金額でということになると思います。以上です。

<その他> 委員同士の情報交換について
タブレットについて

会長代理 以上をもちまして、第9回山ノ内町農業委員会定例総会を閉じさせていただきます。
ありがとうございました。

閉会 午後5時45分